

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月3日
【会社名】	オンキヨー株式会社
【英訳名】	ONKYO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大朏 宗徳
【本店の所在の場所】	大阪府寝屋川市日新町2番1号 (同所は登記上の本店所在地ですが、実際の本店業務は下記で 行っています。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区北浜二丁目2番22号
【電話番号】	06(6226)7343
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 林 亨
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 630,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	7,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

（注）1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下、「本第三者割当」といいます。）は、平成30年9月3日開催の取締役会決議によります。

#### 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### （1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	7,000,000株	630,000,000円	315,000,000円
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	7,000,000株	630,000,000円	315,000,000円

（注）1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は315,000,000円であります。

##### （2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
90円	45円	100株	平成30年9月19日	-	平成30年9月19日

（注）1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で株式引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

##### （3）【申込取扱場所】

店名	所在地
オンキヨー株式会社 本社	大阪市中央区北浜二丁目2番22号

##### （4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 浅草橋支店	東京都中央区日本橋馬喰町2丁目1番1号

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

#### 4 【新規発行による手取金の使途】

##### （1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
630,000,000円	10,000,000円	620,000,000円

（注） 上記調達に係る発行諸費用の内訳概算額は、調査費用、登記費用、弁護士費用、価格算定費用、信託銀行費用等の合計額であり、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

##### （2）【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期
A I（人工知能）ソリューション向けIoT対応信号処理回路基板・モジュール化等の共同開発	620	平成30年9月から平成32年8月まで

当社は、平成30年9月3日の当社取締役会において第三者割当の方法で、DTS, Inc.（以下、「DTS社」といいます。）を割当予定先として募集株式を発行する旨を決議いたしました。また、資本業務提携に関する契約（以下、「本契約」といいます。）を本日締結いたしました。本第三者割当により調達する資金は、DTS社との間で行うA Iソリューション向けIoT対応信号処理回路基板・モジュール化（部品化）の共同開発費用に充当いたします。近年、強化しているテレビをはじめとする様々な機器へのスピーカーユニットや加振器による「音」の供給に加え、A IやIoTに対応した、音とA IのソリューションをOEM（Original Equipment Manufacturing：相手先ブランド製造）にて供給するにあたり、音声認識から音声信号への変換及びNLU（Natural Language Understanding：人間が日常的に使っている自然言語をコンピュータに認識させること）システムでの処理など一連のA Iソリューションを可能にする、入出力部品及び専用信号処理基板を研究開発し、その開発した回路の汎用基板の開発・モジュール化及び家電製品への搭載にともなう各種ソフトウェアの開発等を互いの技術を用いて共同で行うことに用いる予定です。

上記OEM供給にかかる具体的な資金使途は下記のとおりです。

- ・ A I対応機器・家電向け信号処理回路基板・モジュール化 158百万円
- ・ A I対応マイク、スピーカー開発及び動作検証 80百万円
- ・ A I接続ソフトウェア開発及び動作検証 345百万円
- ・ A I対応機器・家電の研究開発費用 37百万円

また、調達した資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

なお、平成29年8月17日付で発行しております第3回新株予約権については、平成29年9月12日までにそのすべてが行使完了となり、開示しております当初計画の優先順位及びスケジュールどおりに私募債の償還とA I対応製品の研究開発費用に充当しております。平成29年10月27日付で発行しております第5回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第4回新株予約権につきましては、どちらも未行使の状況が続いていたため、平成30年8月6日付にて、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債については転換価額の修正を行い、第4回新株予約権については当社が取得後ただちに消却を行いました。そのため、当初の計画よりも調達資金が減少いたしましたので、第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行時払込金額のみを当初計画よりも縮小した期間及び資金にて自社ブランド製品へのA I対応技術及びA I対応製品の開発費用と有利子負債の削減とに充当することといたします。

なお、支出予定期には平成34年10月から平成32年3月までに短縮し、下記のとおりに開発関連費用を変更しております。

変更前

・第2世代AI基礎技術対応へのスマートスピーカー開発費用	900百万円
・イヤホン、ヘッドホン等の新規カテゴリーAI対応製品の研究開発費用	600百万円
・新規市場への展開に関する研究費用	300百万円
・音声認識技術などAI基礎技術研究開発費用	100百万円
・AI関連ソフトウェア開発費用	100百万円

変更後

・第2世代AI基礎技術対応へのスマートスピーカー開発費用	450百万円
・イヤホン、ヘッドホン等の新規カテゴリーAI対応製品の研究開発費用	300百万円
・新規市場への展開に関する研究費用	150百万円
・音声認識技術などAI基礎技術研究開発費用	50百万円
・AI関連ソフトウェア開発費用	50百万円

当初計画の期間及び資金の不足分については、当社経営状況を鑑みつつ、新たな資金調達もしくは自己資金にて充当する等、開発計画の調整を行っていきます。当初の計画から変更が生じてはいるものの、これまでの資金調達により、自社ブランドのAI対応スマートスピーカーを平成29年11月より日本、米国、欧州にて販売開始しております。また、平成30年1月以降、米国で最大の家電製品を中心とする展示会（CES）をはじめ、国内外の著名な展示会において、ネックホルダー型のAI対応スマートスピーカー（スマートウエアラブル）や車載搭載用としても使用できるモバイル型AI対応スマートスピーカー（スマートオートモーティブ）を参考出品して、来場者の注目を集めており、現在これらの製品化に向けて開発を進めています。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要

名称	DTS, Inc.
本店の所在地	5220 LAS VIRGENES ROAD CALABASAS, CA 91302
国内の主たる事業所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりであります。 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館26階 ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 宇佐神 順
代表者の役職及び氏名	CEO Jon E.Kirchner
出資の総額	非公開
事業の内容	高品位なエンターテイメントを実体験するための高度なオーディオ技術開発
主たる出資者及びその出資比率	100% Xperi Corporation

(注) 割当予定先は2016年12月にXperi Corporation (NASDAQ上場、所在地: 3025 Orchard Parkway, San Jose, California、代表者: Jon E.Kirchner、以下、「Xperi社」といいます。) に買収された、米国の非上場会社であり、資本金及び経営成績並びに財政状態等については、100%出資の親会社であるXperi社の連結財務諸表に合算されており、単体の数値は入手できませんが、Xperi社2017年12月期Annual ReportからDTS社買収の結果、2つの事業セグメントでの報告となり、「Product licensing segment」の前年度売上高からの増加金額(137,424US千\$)からDTS社のビジネス規模が推測されることを確認しております。なお、Xperi社の経営成績等につきまして参考までに記載いたします。

##### [参考] Xperi社の最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
連結純資産	139,299	507,785	435,576
連結総資産	539,352	1,186,436	1,110,024
1株当たり純資産( \$ )	2.77	10.39	8.87
連結売上高	273,300	259,565	373,732
連結営業利益	162,202	89,388	31,500
連結当期純利益	117,016	56,089	56,558
1株当たり当期純利益( \$ )	2.26	1.14	1.15
1株当たり配当金( \$ )	0.8	0.8	0.8

(単位: US千 \$ )

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数	-
	割当予定先が保有している当社の株式数	-
人事関係	該当事項なし。	
資金関係	該当事項なし。	
技術又は取引等の関係	当社製品におけるライセンス供与。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は平成30年9月3日現在のものであります。なお、DTS社はDTS社の指名する取締役を1名派遣し、当社は当社及び当社グループ会社であるオンキヨー＆パイオニア株式会社（以下、「OPC」といいます。）に受入いたします。なお、当社取締役への選任は平成31年6月に行われる定時株主総会での選任議案が承認されることが前提となります。ただし、当社が定時株主総会前に臨時株主総会を別に開催する場合には、その臨時株主総会に選任議案を含むことといたします。OPCへの派遣については、派遣取締役が確定次第、臨時株主総会にて選任することといたします。

(3) 割当予定先を選定した理由

当社は、経営理念として「VALUE CREATION」を掲げ、世の中に驚きと感動を提供していくために、アンプ・スピーカー等ホームAV製品の生産、販売を行うAV事業、ヘッドホンやイヤホン等モバイル製品の生産、販売を行うデジタルライフ事業及び車載用、TV・PC用スピーカー等の生産、販売を行うOEM事業を展開しております。また近年においては、アライアンスを通じて当社の従来技術に他社の技術を融合させた製品やサービスを通じて新しい価値提案を行い、事業拡大を推進しております。

その中でも昨今注目を集めていますAI（人工知能）対応製品となるスマートスピーカーの開発にいち早く取り組み、2017年11月より日米欧で販売を開始し、新規事業分野の開拓を推進しております。さらに、当社では、テレビをはじめ、パソコン、調理家電、バスルームなど様々な機器へのスピーカーユニットや加振器による「音」の供給を国内メーカーのみならず、グローバル企業に対し進めております。それらの多様な機器・製品において、「sound by Onkyo」などのサブブランドを付すことも増えており、当社のブランドが付加価値を示すものとして高評価を得ております。今後は、それらあらゆるカテゴリーの製品がAIやIoTに対応してつながることが求められる中、それらのソリューションとして、次世代製品AI、IoTを実現するための信号処理回路基板の開発及びそのIoTモジュール化（部品化）を実現し、他社への販売（OEM供給）も可能にすることは事業拡大に大きく寄与するものと判断しております。

一方、DTS社は映画などの映像コンテンツにおける音声規格の分野で高い技術を有し、同社開発の音声規格「dts」は世界的に周知されており、映画館のサウンドシステムや多数のホームシアター製品に搭載されております。また近年ではネットワークを活用した音楽再生を実現する「DTS Play-Fi」ではAIエンジンとの連携も実現しており、さらにはこれらの音声規格を搭載するための専用の音声処理回路基板をモジュール化し、多数のメーカーが自社製品に搭載しており、今後このようなモジュールにAI機能を搭載していきたいとの要望を持っております。

このような事業環境の中、当社は、当社AV事業の主要製品であるAVレシーバーにおいて「dts」「DTS Play-Fi」などDTS社開発の音声規格に対応していることなどから、製品開発を通じてDTS社との関係も深く、両社技術の強みを融合することで、AIソリューション向けIoT基板及びそのモジュール化の開発が可能と判断し、このたび両社で提携、協業していくことといたしました。

今回の両社の業務提携により、両社グループの技術力、ブランド力を融合し、各種AIソリューション向けIoTモジュールの共同開発を行い、新規市場の開拓を目指すことは両社事業拡大に大きく寄与するものと判断しております。そしてこの業務提携を着実に推進し、新規回路基板及びそのモジュール化の早期開発を実現するためにDTS社を割当先とする新株発行を行うことといたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 7,000,000株

(5) 株券等の保有方針

割当予定先であるDTS社は、当社による事前承諾がない限り、当社株式を第三者に対して譲渡等を行うことができない旨、本日締結した株式引受け契約に定めることに加えて、提携効果を実現するためには長期的な提携関係を維持することが必要不可欠である点を踏まえましても、割当予定先は当社株式を長期的に保有する方針であると認識しております。

なお、当社は割当予定先より、割当後2年以内に割当する新株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定です。

#### (6) 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先であるDTS社から本第三者割当の払込みについて必要な資金を保有している旨の説明を受けており、同社の資金等の状況については、同社100%出資会社であるXperi Corporationの2017年12月期（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）Annual Reportにより、グループ会社全体として十分な現金及び預金が存在することを確認しております。なお、払込み資金について保有していることは、DTS社より文書にて説明を受けております。

#### (7) 割当予定先の実態

割当予定先であるDTS社について、反社会的勢力と何らかの関係を当該割当予定先の役員または主要株主が有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティー＆リサーチに調査を依頼しました。その結果、同社から、その保有する公知情報データベースとの照合を行う方法により調査を行ったとの説明を受けた上で、当該割当予定先及び当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力と直接のつながりが窺われない旨の報告書を受領いたしました。また、上記の第三者調査機関による調査報告に加えて、当社は、割当予定先と現地にて打合せを行い、これらの実在を確認することで、反社会的勢力とつながりが窺われないことを確認しました。

また、当社は、割当予定先との間で締結する株式引受契約において、割当予定先から反社会的勢力ではなく、または反社会的勢力と何らかの関係を有していない旨の確認を受けております。

以上より、当社は割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力と一切の関係を有していないものと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

### 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性

新株式の発行価格につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会決議の直前営業日（平成30年8月31日）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社終値に相当する価額90円としました。結果として、取締役会決議の直前営業日までの1ヶ月終値平均株価に対しディスカウント率5.22%、3ヶ月終値平均株価に対しディスカウント率15.60%、6ヶ月終値平均株価に対しディスカウント率22.64%となっております。

直前営業日の終値を算定の基準といたしましたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当を行う場合の第三者割当増資に係る払込金額は取締役会決議の直前日の価額を基準とするとされていることから、現時点における当社に対する評価を最も適切に反映していると判断し、割当予定先と協議のうえ決定したものであります。

なお、本第三者割当増資の取締役会決議に参加した社外監査役2名を含む監査役3名全員からも、新株式の発行価格は、当該株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしていること、参考とした市場価格は取締役会決議日の前日終値であり、当社の直近の状況が市場評価に反映されていると考えられることから、適正かつ妥当な価格であり、割当予定先に特に有利でなく適法である旨の見解を受けております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

平成30年9月3日現在の当社の発行済株式総数は104,550,195株であり、総議決権数は1,038,828個であります。

本第三者割当の発行規模は、発行予定株式総数7,000,000株（議決権数70,000個）であり、本第三者割当前の当社の発行済株式数の6.70%（議決権における割合は、総議決権数の6.74%）であり、株式が希薄化いたします。

しかしながら当社といたしましては、本第三者割当及び本契約により、新規カテゴリー製品の開発による新規市場の開拓、両社製品の販売拡大、製品における付加価値の向上への取組みが可能となり、両社の信頼関係が強固になるものと考えております。また、本第三者割当増資は当社の財務基盤を安定させるものであるとともに、上記取組みにより当社が一層成長をすることで、中長期的な観点からは、既存株主の利益につながるため、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数 に対する所 有議決権数 の割合
オーエス・ホールディング株式会社	港区港南4丁目1-10 リバーディュ品川1203号室	14,258	13.73%	14,258	12.86%
パイオニア株式会社	文京区本駒込2丁目28番8号	10,835	10.43%	10,835	9.77%
株式会社河合楽器製作所	浜松市中区寺島町200番地	5,080	4.89%	5,080	4.58%
DTS, Inc.	5220 LAS VIRGENES ROAD CALABASAS, CA 91302	-	-	7,000	6.31%
大朏 直人	東京都千代田区	4,000	3.85%	4,000	3.61%
株式会社三井住友銀行	千代田区丸の内1丁目1番2号	1,070	1.03%	1,070	0.96%
大和証券株式会社	千代田区丸の内1丁目9番1号	736	0.71%	736	0.66%
オンキヨー取引先持株会	寝屋川市日新町2番1号	642	0.62%	642	0.58%
ティック株式会社	多摩市落合1丁目47	633	0.61%	633	0.57%
日本証券金融株式会社	中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	560	0.54%	560	0.51%
EVOLUTION TECHNOLOGY, MEDIA AND TELECOMMUNICATIONS FUND	190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman, KY1-9005 Cayman Islands	511	0.49%	511	0.46%
計	-	38,329	36.90%	45,329	40.88%

- （注）1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2. 平成30年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しつつ、平成30年8月23日に株式会社河合楽器製作所より提出された大量保有変更報告書の内容を含めて記載しております。
3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当により増加する株式数を加えた所有株式数及び所有議決権数の割合です。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### . 資本金の増減について

組込情報の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に、資本金の増減はありません。

### . 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在において変更の必要がないと判断しております。

### . 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成30年6月22日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成30年6月21日開催の当社第8回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月21日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加変更するものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、大朏宗徳、宮田幸雄、奥田伸明、林亨、宮城謙二、吉田和正、小野幹夫を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、孝治修、西浦孝充及び石本慎一を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、大津一翁を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合
第1号議案	545,145	8,671	-	(注) 1	可決 98.43%
第2号議案				(注) 2	
大朏 宗徳	536,735	17,081	-		可決 96.91%
宮田 幸雄	538,084	15,732	-		可決 97.16%
奥田 伸明	537,413	16,403	-		可決 97.03%
林 亨	537,854	15,962	-		可決 97.11%
宮城 謙二	537,882	15,934	-		可決 97.12%
吉田 和正	540,056	13,760	-		可決 97.51%
小野 幹夫	537,619	16,197	-		可決 97.07%
第3号議案				(注) 2	
孝治 修	543,071	10,742	-		可決 98.06%
西浦 孝充	544,918	8,895	-		可決 98.39%
石本 慎一	544,031	9,782	-		可決 98.23%
第4号議案				(注) 2	
大津 一翁	543,382	10,431	-		可決 98.11%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書による事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成30年7月5日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 当該事象の発生年月日

平成30年6月27日（取締役会決議日）

### (2) 当該事象の内容

当社が保有する株式会社河合楽器製作所株式の一部を売却いたしました。

### (3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成31年3月期の個別決算において投資有価証券売却益510百万円を特別利益として計上する予定であります。

（平成30年7月5日提出の臨時報告書）

1 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年6月27日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社が保有する株式会社河合楽器製作所株式の一部を売却いたしました。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成31年3月期第1四半期の連結決算において投資有価証券売却益510百万円を特別利益として計上する予定であります。

（平成30年8月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成30年7月25日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
宮田 幸雄 (昭和25年12月28日生)	代表取締役副社長	取締役副社長	平成30年8月1日	0株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴
宮田 幸雄	昭和51年1月 フォスター電機(株) 入社 平成13年6月 同社取締役 平成15年6月 同社常務取締役 平成19年4月 豊達電機台灣股份有限公司 董事長 平成19年6月 フォスター電機(株) 専務取締役 平成21年6月 同社代表取締役社長 平成26年7月 同社顧問 平成27年4月 当社顧問 B2B本部長 平成27年6月 当社取締役 B2B本部長 平成28年6月 当社取締役副社長 B2B本部長 平成29年3月 当社取締役副社長 B2B本部長兼調達本部担当 平成30年4月 当社取締役副社長 技術本部長兼B2B本部長 平成30年8月 当社代表取締役副社長 B2B本部長（就任）

（平成30年8月9日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

為替差損（連結）の計上

（1）当該事象の発生年月日

平成30年8月9日

（2）当該事象の内容

昨今の急激な為替相場の変動により、為替差損を営業外費用に計上するものであります。

（3）当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成31年3月期第1四半期連結累計期間において、為替差損358百万円を営業外費用に計上いたします。

（平成30年8月31日提出の臨時報告書）

1 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該事象の発生年月日

平成30年8月28日（取締役会決議日）

（2）当該事象の内容

当社が保有するAvnera Corporation株式を売却いたしました。

（3）当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成31年3月期第2四半期累計期間において、下記のとおり投資有価証券売却益を特別利益として計上する予定であります。

（個別）投資有価証券売却益 585百万円

（連結）投資有価証券売却益 585百万円

（平成30年8月31日提出の臨時報告書）

1 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該事象の発生年月日

平成30年8月31日（取締役会決議日）

（2）当該事象の内容

当社が保有する上場株式1銘柄を売却いたしました。

（3）当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成31年3月期第2四半期累計期間において、下記のとおり投資有価証券売却益を特別利益として計上する予定であります。

（個別）投資有価証券売却益 541百万円

（連結）投資有価証券売却益 541百万円

（平成30年9月3日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの パイオニア株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの

パイオニア株式会社

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	108,359個	10.43%
異動後	108,359個	9.77%

(3) 当該異動の年月日

平成30年9月19日（予定）

（注）1. 異動前及び異動後の総株主等の議決権に対する割合は、平成30年3月31日現在の総議決権数1,038,828個に平成30年9月19日付にてDTS, Inc.に第三者割当を行うことで増加する議決権数70,000個を加算した1,108,828個を基準として算出しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 現時点で当社が確認している内容を基準に算出しているため、変動の可能性があります。

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 5,792,565,350円

発行済株式総数 普通株式 104,550,195株

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第8期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第9期第1四半期)	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	平成30年8月9日 関東財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としてあります。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月21日

オンキヨー株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻内 章	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石原 伸一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 秀吏	印

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンキヨー株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンキヨー株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年度より経常損失が継続しており、当連結会計年度においても1,947百万円の経常損失を計上するとともに、シンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、オンキヨー株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、オンキヨー株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年6月21日

オンキヨー株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻内 章	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石原 伸一	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 秀吏	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオンキヨー株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オンキヨー株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成23年度より当期純損失が継続しており、当事業年度においても3,685百万円の当期純損失を計上するとともに、シンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- （注）1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が  
別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月9日

オンキヨー株式会社

取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 河津 誠司 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 秀吏 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオンキヨー株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オンキヨー株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は平成25年度より経常損失が継続しており、当第1四半期連結累計期間においても1,782百万円の経常損失を計上するとともに、シンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触したことにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- （注）1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。